

議案第348号

平成27年3月以降の商工業者等に対する営業損害の賠償等について  
継続的な支援を求める意見書

国と東京電力（株）は、昨年12月25日、県内の商工団体に対し、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う商工業者等に対する営業損害賠償について、本年3月以降は逸失利益の1年間分相当額を一括して賠償する素案を明らかにした。国は、「あくまで素案」としているものの、県内の事業者からは、被害の現状とはかけ離れているとして、多くの懸念の声が上がっている。

県内の事業者は、東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故により、元の場所からの避難を余儀なくされ、慣れない避難先での営業活動や、根強く続く風評被害等、東日本大震災から4年が経過した今もなお厳しい状況の中にある。営業損害の賠償は、事業者が早期に事業の再建をしていくための大前提となることから、被害の実情をしっかりと確認するとともに、被害の実態に見合った賠償を最後まで確実に行っていくべきである。

よって、国においては、東京電力（株）に対し、被害を受けた事業者が事業を再開するなど、それぞれの将来設計を実現できるよう、商工業者等や市町村等の意向を十分に反映した賠償を確実かつ迅速に行い、今後更に誠意を持って対応させるとともに、事業者の一日も早い事業再建のため、継続的な支援を講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月20日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣 あて  
文部科学大臣  
経済産業大臣  
復興大臣

福島県議会議長 平出孝朗